

沖縄県立浦添工業高等学校 部活動に係る活動方針

部活動基本方針

本方針は、「部活動の在り方に関する方針（改訂版）」に則り、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動において、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。また、文化部活動において、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

1 適切な運営のために

- (1) 部顧問及び指導者は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長へ提出する。提出後校長は、本方針及び上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。
- (2) 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の部を設置する。
- (3) 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

(1) 適切な指導の実施

- ①校長、部顧問及び指導者は、「部活動における総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - ・練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
 - ・生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
 - ・夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
 - ・指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
 - ・部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行う。
- ②部顧問及び指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることの必要性、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外もの様々な影響を及ぼすこと等を正しく理解するとともに生徒のスポーツ・芸術活動等の能力向上や生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を養う事ができるよう配慮する。
- ③生徒と双方向的なコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目・分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短期間で効果が得られる指導を行う。
- ④専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、成長期における発達の個人差や性差、特に女子部員への科学的視点を踏まえた正しい知識を得た上で指導する。

(2) 部活動指導手引の普及・活用

部顧問及び指導者は、中央競技団体や関連団体等が作成する指導手引を活用し、適切な指導を行う。

3 部活動の休日及び活動時間

(1) 学期中は週2日以上 of 休養日を設けること。平日及び土日にそれぞれ1日以上を原則とする。

※週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いを行い、そのうえで長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(3) 1日の活動時間は平日で2時間程度、休業日等（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) その他

定期考査1週間前から考査終了までの部活動は原則として中止する。但し、大会前等で活動が不可欠な場合は、部活動係を通して届出を行った上で、校長の許可のもと部活動の実施を認める。

4 生徒のニーズを踏まえた活動体制の構築

(1) 学校は、学校の状況を鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことが出来る部を設置するよう努める。

(2) 学校は、生徒のスポーツや文化芸術・ものづくり等活動の充実を図る観点から、学校や地域の実態に応じて、地域団体との連携、保護者の理解と協力等による学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツや文化芸術・ものづくり等の部活動環境の整備を進める。

(3) 学校は、部活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者と本方針を読み合わせ、理解と協力を促す。

5 その他

(1) 部顧問は年度当初に年間の活動計画を作成して提出する。

(2) 部顧問は年度末に活動実績（大会成績等）を作成して提出する。

(3) 大会参加、県外遠征及び合宿等は内規の派遣規定に則る。

上記方針は令和5年 9月 1日より実施する。

策定日：令和5年 8月 31日